

平成24年度三重県教育改革推進会議 審議のまとめ

平成25年3月

目 次

1	はじめに	1
2	審議のテーマについて	1
(1)	教員の資質の向上について	1
(2)	県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定 ・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について	2
3	審議のテーマに係る主な意見について	2
4	教員に求められる資質について	4
5	現状と課題	4
(1)	学校組織・管理職関係	5
(2)	教員個人の資質向上関係	5
(3)	その他	6
6	授業力の向上を図るための基本的な考え方について	6
7	重点的な取組事項	7
《具体的方策》		
(1)	子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業力の向上	7
(2)	管理職のマネジメントによるOJTの活性化・校内研修体制の確立	9
(3)	教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための 支援の充実	10
(4)	中堅・中核教員の育成	11
(5)	すべての学校への研修成果等の普及	12

《別冊 1》

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）

《別冊 2》

県立高等学校活性化計画（仮称）（最終案）

1 はじめに

三重県教育委員会は、三重県教育改革推進会議における平成21年度から平成22年度の審議を踏まえ、平成22年12月に、三重県教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）を本県の教育振興基本計画として策定しました。

平成23年度、三重県教育改革推進会議は、ビジョンの実現に向けて具体的な取組を進めるために特に重要であると考えられる4つの施策（「学力の向上」「キャリア教育の充実」「郷土教育の推進」「地域と共に創る学校づくり」）について審議を行い、その結果を三重県教育委員会に報告しました。

三重県教育委員会では、この審議結果を踏まえ、平成24年度から、子どもたちが主体的に学び行動する意欲を育て、学びと育ちの環境づくりを進めるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動」を展開しています。

平成24年度、三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から次の2つのテーマにより審議を行うことを求められ、これに応じて、4回の全体会と7回の部会を実施して審議を重ねました。

- (1) 教員の資質の向上について
- (2) 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

その結果を「平成24年度三重県教育改革推進会議審議のまとめ」として報告します。

今後は、三重県教育委員会がこの「審議のまとめ」を参考に、施策の実現に向けて取組を進められることを期待します。

2 審議のテーマについて

平成24年度、三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から、上記の2つのテーマについて審議することを求められました。三重県教育改革推進会議はこれに応じ、2つの部会（第1部会：教員の資質の向上について、第2部会：県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について）を設置して、各テーマについて審議を行いました。

(1) 教員の資質の向上について

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、ビジョンに謳われた学校教育の充実・発展のためには、子どもたちと直接接す

る教員の果たすべき役割がきわめて大きく、教員の資質向上が求められる。このことから、教員の資質向上に係るビジョンの施策の『主な取組内容』を、より実効性のあるものにする必要がある」というものでした。当部会はこれに応じ、4回にわたり審議を行いました。

このテーマの内容は、大きく「養成」「採用」「研修・人材育成」の3つの柱からなります。この柱立てにより審議を進めましたが、第1回・第2回の審議の中で出された意見の大半は「研修・人材育成」に係るものであったこと、また、委員から「教員一人ひとりの『授業力の向上』が現場で起こるさまざまな課題への対応力の向上にもつながる」、「授業は学校生活の大半を占めることから、授業が充実していることが大切である」という意見が出されました。これらを踏まえ、三重県教育委員会から、まずは教員の「授業力の向上」という観点に絞って審議されたいとの提案があり、その方向で進めることとしました。

(2) 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「平成23年度から平成26年度までを期間とする県立特別支援学校整備第二次実施計画について、地域における課題への対応等に係り、審議が必要となった。また、策定中の県立高等学校活性化計画（仮称）については、素案の策定を進めるなかで、審議が必要となった」というものでした。

両計画の改定・策定について、医療・教育・地域等多様な視点から、その内容を慎重に審議しました。

審議の結果を踏まえ、三重県教育委員会によって両計画が改定・策定され、平成24年度末までを目途に成案として公表されます。

3 審議のテーマに係る主な意見について

出された主な意見は、次のとおりです。

《教員の資質の向上について》

- 学校現場に求められる課題が多岐にわたるようになり、日々の対応に追われ時間的余裕が少なくなっている傾向があることから、校内で育てる文化が薄れ、組織的な取組が減っている。
- 研修を受けるべき人が受けられる仕組が必要である。
- 研修に行くこと自体が教員の余裕を失わせている。

- すばらしい研修制度があるが、研修で学んだことを実践でどういかすかが大事である。
- 管理職のマネジメントにより、各年代の教員が交流し学び合う組織になるのではないか。
- 今後見込まれる大量退職に係る対策を行う必要がある。
- 資質向上には教員以外の仕事等を体験し、幅広い視野を持つことが必要である。
- よい授業ができる教師は、生徒指導等他の面においても、適切な対応ができる。
- 研修の面での大学等教員養成機関との連携の強化が必要である。

《県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定について》

- 施設整備については、まずは対象となる生徒数等の基本データを精緻に把握することが必要である。
- 通学に長時間を要する生徒のことについて、地域における現状や課題としても記述するべきである。
- 知的に遅れのない発達障がいの生徒が増えているのは、中学校までに社会性が身についていないことが主な要因である。社会性が十分に身についていれば、県立高校でも対応可能であり、このことにより特別支援学校高等部の生徒が急増し、その結果教室が不足している原因の一つではないか。
- 県立「こども心身発達医療センター（仮称）」については、発達障がいの生徒への支援において期待したい。
- 県立特別支援学校東紀州くろしお学園本校の整備に対する地元の期待は大きいので、早期の着手をお願いしたい。

《県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について》

- この案は「活性化を進める」ことが明言できていると思う。
- 「活性化計画」をもとに高等学校の活性化を進めるにあたっては、市町等教育委員会との連携を大切にして取り組んでほしい。
- 高校の活性化について「各学校の現状に応じた活性化の取組」という記述だけではなく、夢のある内容が必要である。
- インターンシップについて、「どの学科においても、取組を拡充します」とあるが、さまざまな学校の状況を踏まえて検討してほしい。
- グローバルな舞台で活躍できる人材を育成するための理数教育・英語教育の取組はたいへん良い。このような取組をさらに推進していくべきである。

- 三重県型「学校経営品質」の考え方は浸透しているが、机上の計画や評価になってしまっている面があり、教職員が不満を持つ場合があるよう感じる。
- 副校長や主幹教諭、指導教諭を配置することを検討するとあるが、そのことにより学校が円滑な運営体制を整えられるかどうか、疑問がある。
- 入学者選抜について、現制度には課題があると思うので、制度の変更について明確に記述する必要があるのではないか。

これらの意見を踏まえて、「教員の資質の向上」についての具体的方策や、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定及び「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定にかかる審議を行いました。

審議の結果については、以下に「教員の資質の向上」について示します。「県立特別支援学校整備第二次実施計画」及び「県立高等学校活性化計画（仮称）」については、審議結果を踏まえて県教育委員会が策定中の両計画案を、別冊として示します。

4 教員に求められる資質について

ビジョンは「教員には、その責務を自覚し、たゆみない研鑽に努め、指導力・人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められている」として、教員の資質向上の重要性を謳っています。また、教員に求める資質としては、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」という資質を求め、さらに、学習者本位の教育のさらなる充実のため、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点も、人材育成のポイントとして重要であるとしています。

これらを踏まえ、子どもたちの学力の向上に向けて、知識や技能を活用する学習、課題探究型の学習、協同的な学習等を充実できるよう、教員の授業力の向上を図る必要があると考えます。

5 現状と課題

テーマ「教員の資質の向上（授業力の向上）」に係る具体的方策について審議するにあたり、ビジョンの「主な取組内容」の項目をもとに整理し、共有した「現状と課題」は次のとおりです。

(1) 学校組織・管理職関係

- ①今後10年間に、多数の経験豊かな教員が退職することから、中堅・中核教員を計画的に育成することが望まれる。また、退職した教員の積極的な活用について検討する必要がある。
- ②学校現場に余裕が少なくなっていること等により、教員間で互いの力を高め合う「育てる文化」が薄れ、組織が一体となった取組が減少している。
- ③全国学力・学習状況調査の結果から、本県では、授業研究を伴う校内研修の実施回数は多いが、調査結果を利用して具体的な教育指導の改善にいかす取組に課題があることが明らかになっている。また、校長が、校内の授業を見て回る回数が少ない。
- ④校長のマネジメント力向上により、働きやすく風通しのよい職場を実現する必要がある。
- ⑤学校経営品質向上活動の推進による教員の意欲の向上が必要である。
- ⑥管理職が中心となってOJTを推進する必要がある。
- ⑦チャレンジ精神を生むためのゆとりも必要である。
- ⑧教員が子どもたちと向き合う時間を確保していくには、外部のさまざまな専門家や人材を積極的に活用していく必要がある。

(2) 教員個人の資質向上関係

- ①社会の変化に伴い、教員に求められる資質・能力の幅が拡大している。
- ②学校現場に余裕が少なくなっていること等により、教員が学校を離れて集合研修を受講することが難しくなってきている。
- ③研修のあり方について、「どこで」「誰が」「誰に対して」など、現状を踏まえた見直しが必要である。
- ④授業研究等を通じた基本的な力量の充実と、それを教員間で共有する環境の整備が必要である。
- ⑤現場でのさまざまな事象や課題に的確に対応する力を養う必要がある。
- ⑥研修の成果が現場でいかされるためには、研修を受けた教員がその後の取組にいかしたことを見認定し、その結果を次の研修内容の改善につなげる仕組が必要である。
- ⑦多様な事象への対応や、キャリア教育の推進のためには、広く社会を知る必要があり、社会体験研修を充実することが必要である。

(3) その他

- ①県教育委員会と市町等教育委員会とがより適切に役割分担・連携を行い、研修を効果的に実施する必要がある。
- ②国や県教育委員会が進めている方策である教員免許状更新講習や教職員育成支援システム(試行)と連動して、教員の資質の向上を図る必要がある。
- ③教員の資質の向上にあたっては、県教育委員会が実現しようとする目標を立てたうえで、目標達成を図る視点から、研修等のあり方をしっかりと位置づけることが必要である。
- ④県教育委員会と大学等教員養成機関とは、養成のみならず、研修の面でも、一層強く連携する必要がある。

6 授業力の向上を図るための基本的な考え方について

子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、子どもたちの状況を踏まえ、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、「授業力の向上」を図っていく必要があります。

また、学校現場で時間的余裕が少なくなっている現状を踏まえ、教員が子どもたちとふれあう時間を確保しつつ自らの資質向上に取り組めるようにするために、できるだけ学校もしくは学校に近い場所で研修等が進められるようにする必要があります。

そのためには、県総合教育センター等での集合型研修中心から学校・地域での研修の重視へと転換するとともに、OJTの活性化や校内研修体制の確立に向けた学校支援を充実することが重要です。

基本的な考え方の要点

- 子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、授業力の向上を図る。
- 県総合教育センター等での集合型研修中心から、学校・地域での研修の重視へと転換を図る。
- OJTの活性化、校内研修体制の確立に向けた学校支援の充実を図る。

7 重点的な取組事項

各学校には、学校経営方針等の中に授業力向上の必要性や取組の方向性を確実に位置づけるとともに、「教職員育成支援システム（試行）」における校長と教員との面談をはじめ、あらゆる機会を通じて、積極的にこれを進めることができます。

このことを前提に、上記「現状と課題」及び「基本的な考え方」を踏まえて事務局から提示された「具体的方策のイメージ」をもとに、審議を行い、今後重点的に取り組む「具体的方策」を以下のとおりまとめました。

※ 教職員育成支援システム（試行）

校長等が、教職員との面談等を通じて、教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や教育力を向上させることを目的とするもの。

《具体的方策》

（1）子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業力の向上

授業力の向上を図るため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を授業に適切に反映するなどの学校における取組を推進・支援する。

①新学習指導要領に即した授業改善モデル（実効的な指導案・効果的な教材）の開発及び活用促進（小中学校）

新しい学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を図るために、教科ごとに授業改善モデルの開発を行う。このモデルが学校において有効に活用されるよう、実践推進校における授業の公開や研修会の開催等を通じて県内に普及・啓発し、教員の指導力の向上を図る。

※実践推進校

全国学力・学習状況調査を活用した授業改善の取組を進めるモデル校。平成24年度は98校。

②指導主事・学力向上アドバイザー・授業改善アドバイザー等の学校訪問体制の充実（小中学校）

学校からの訪問要請のねらいに的確に応じられるよう、県教育委員会の指導主事、学力向上アドバイザー、授業改善アドバイザーの派遣体制を充実する。これらの派遣を通じて、新学習指導要領の趣旨・内容や①による授業改善モデルの普及・啓発、全国学

力・学習状況調査結果の分析を踏まえた授業改善への支援を効果的に行う。

※指導主事

新学習指導要領の趣旨・内容を踏まえた指導・助言等を行う。

学力向上アドバイザー

実践推進校に対する組織的・継続的な授業改善のための指導・助言等を行う。

授業改善アドバイザー

実践推進校の取組成果の普及・啓発等を行う。

③高等学校教育の特性を踏まえた支援

学校ごとに課題が大きく異なる高等学校では、その特性に応じ、学校現場を中心に、基礎的な学習内容の定着、発展的な学力の育成、職業教育の充実に係る指導力の向上を図る。

ア) 基礎的な学習内容の定着

義務教育段階を含めた基礎的な学習内容の定着を目的に、このことに係る各高等学校の実態を確実に把握する。これとともに課題を明確化し、課題解決のための分析を行うとともに、効果的な指導方法を研究する。

イ) 発展的な学力の育成

発展的な学力の育成に取り組む高等学校を対象に、教育課程の工夫改善、効果的な課外学習のあり方等について、県教育委員会が適切に支援する。また、関係する学校間の連携を深め、生徒の進路実現のための指導力を強化する。さらに、理数教育や英語教育にかかる教員の指導力向上を図る。

ウ) 職業教育の充実

農業・工業・商業等の専門学科において、学科ごとの専門性が高い高等学校教育の特色を踏まえ、県教育委員会の指導主事等による学校現場への直接支援の充実を図る。また、生徒がより高度な技術の習得と難易度の高い資格取得ができるよう、高度な専門性を持った教員の育成を目的に、大学や研究機関・企業等と連携した教員研修等を実施する。

(2) 管理職のマネジメントによるOJTの活性化・校内研修体制の確立

授業力向上に向けて、管理職のマネジメント力向上により学校におけるOJT機能を強化するとともに、授業研究を中心とした校内研修体制の確立を図る。

特に、OJT機能の強化については、職場内における日常的な仕事を通じて、教員一人ひとりの知識・技術・技能等を高められるよう、意図的・計画的・継続的な指導や支援が望まれる。そのため、学校を、こうした取組が一層活発に行われるような組織としていくことが必要である。

①授業力の向上等を組織的に推進するための新任管理職研修の改善

ア) マネジメント力向上をテーマとした新任校長研修の改善・充実

学校のトップリーダーとしての校長のマネジメント力向上のため、管理職に求められる学校経営力・人材育成力向上等の視点から、研修プログラムを改善する。新たに学校評価、教員の指導力向上、いじめ防止等の内容を含めて実施する。

イ) 実務力・対応力向上をテーマとした新任教頭研修の改善・充実

学校のサブリーダーとしての教頭の実務力・対応力向上のため、管理職に求められる外部交渉力・識見の向上等の視点から、研修プログラムを改善する。新たに学校評価、教員の授業力向上、いじめ防止等の内容を含めて実施するとともに、コミュニケーション力向上を目指してコーチング研修を必修とする。

②授業力向上に向けた校内研修活性化のためのマネジメント研修の実施

授業力向上に向けた校内研修が活発に行われるよう、このための校長のマネジメント力向上を目的に、上記(1)①の実践推進校を主な対象として指定し、学校での実践と組み合わせた研修を実施する。

③校長等との面談による的確な教員育成

教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や教育力を向上させることを目的として「教職員育成支援システム」を試行している。このシステムにおける面談の場等を活用し、校長等から教員に対し、一人ひとりの強みと弱みに応じて、授業力向

上のための研修や自己研鑽に取り組む意識の向上に向け、積極的な助言を行う。

(3) 教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援の充実

教員一人ひとりが、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業を創造できるよう、授業力の向上の視点から、初任者研修等の悉皆研修の体系を見直し研修効果を高めるとともに、指導に不安や課題がある教員に対する支援体制を整える。

①若手教員の授業力向上に向けた研修の体系化

ア) 基礎的能力向上をテーマとした初任者研修の改善・充実

初任者が、子どもたちと向き合う時間を確保しつつ、授業実践の基礎的能力を向上できるよう、初任者研修の実施方法を、現行の校外研修25日間と校内研修300時間から、1年目の校外研修の日数を見直すとともに、新たに2年目以降の研修を実施する。授業力向上の視点を重視して研修の質の向上を図るとともに、2年目については、社会体験研修を必修として実施する。

イ) 授業力向上をテーマとした教職経験5年研修の改善・充実

授業力向上の視点をより重視し、現行の5日間の研修について、授業実践研修の充実を図る。

ウ) 専門性とリーダーとしての資質向上をテーマとした教職経験10年研修の改善・充実

教科指導等の専門性や若手教員に対する指導力向上の視点をより重視し、現行の校外研修（10日間）については、広く社会を知り視野を広げること等を目的に、一定期間の社会体験研修を必修とする。また、校内研修（15日）については、その一部を校長の判断で、県総合教育センターにおける研修講座か、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して県内の各地域で実施するブロック別研修講座を受講することで、代えることができるとしている。

②学校における授業実践研修のより効果的な実施

授業実践研修では、教職経験の異なる教員（初任者、5年・10年経験者）が教科別の班を構成し、授業公開及び事後協議を行い、相互に学び合う取組を行っている。今後、課題や対象者か

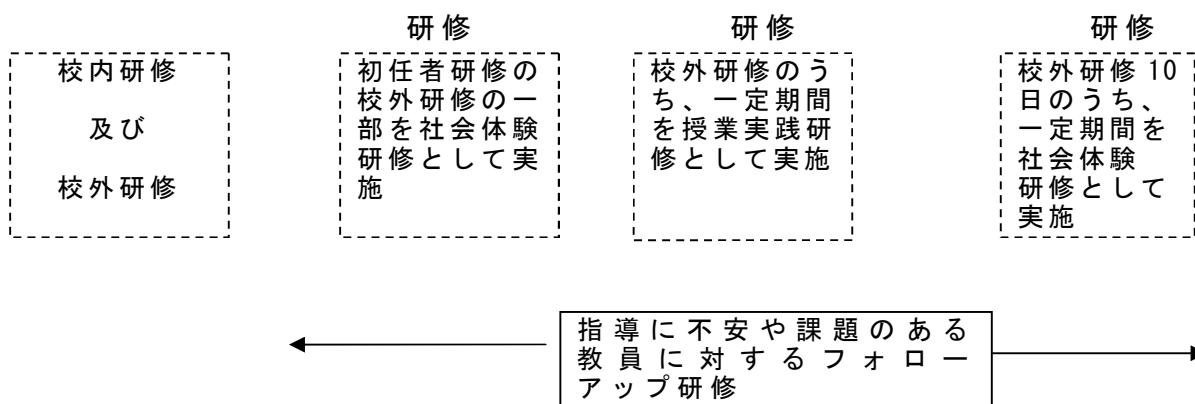
らの要望等を検証して研修内容を改善するとともに、県総合教育センターの研修主事等による助言を充実し、より一層授業力向上につながるよう、効果的に実施する。

③指導に不安や課題がある教員に対するフォローアップ研修の実施

経験年数が十分でないなど指導に不安や課題がある教員に対して、学習指導等に関する、集合研修と所属校における授業実践を伴う研修を実施する。

○若手教員の育成のイメージ

初任者研修 → 教職2年目 → 教職経験5年 → 教職経験10年



(4) 中堅・中核教員の育成

今後10年間に、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、中堅・中核教員が教科等の専門性向上に加えて、企画立案力や後進を指導する力を身に付け、授業研究を中心とした校内研修等が活性化するよう、育成の仕組の充実を図る。

①学校・地域での教科等研修、今日的教育課題対応研修の実施

学校現場もしくは学校に近い場において教員を育成する主旨から、現在県総合教育センターで実施している教科等研修、今日的教育課題対応研修について、市町等教育委員会と役割分担や連携を行い、学校や各地域で実施する。また、研修内容について、教育施策との関連や各地域の抱える課題に対応したものとなるよう、精査を行う。

※今日的教育課題対応研修

特別支援教育、キャリア教育、外国人児童生徒教育に
係る研修

②教員免許状更新講習の機会の活用

現行の制度では、教員免許状は取得後10年ごとに更新が必要となっており、更新に際しては、教員一人ひとりに、必修12時間以上（教育の最新事情）、選択18時間以上の講習の受講が義務づけられている。この更新講習の機会を活用し、総合的な資質能力・指導力の形成が図られるよう、講習内容の充実について、県教育委員会から実施機関である関係大学に対して働きかけを行う。

③校内研修の活性化のための授業研究担当者の育成

学校で授業研究を中心とした校内研修を企画運営できる教員を育成するため、上記（1）①の実践推進校を主な対象として指定し、学校での実践と組み合わせた研修を実施する。

④円滑な学校運営体制の確保

学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭を配置することについて、検討する。

※ 主幹教諭

校長及び教頭を助け、校務の一部を整理し教育をつかさどる。

指導教諭

教育をつかさどり、教諭等に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行う。

(5) すべての学校への研修成果等の普及

研修や実践推進校等での取組の成果が、確実に授業改善等につながり、県内すべての学校へ普及し、情報が共有されるよう、仕組の改善や充実を図る。

①実践推進校等での取組成果の普及

授業研究に係る実践推進校等の取組について、公開授業研究会等を通じて周辺の学校に普及する。また、成果が県内全域において共有され実践されるよう、県内4地域において、各学校の研修主任等を対象とした研修会を開催する。さらに、授業研究を中心とした校内研修の活性化に関する取組を学び合うための実践交流会等を実施し、推進校等での取組の成果を広く普及する。

②インターネットを活用した教育情報の提供

さまざまな研修等の取組から得られた成果（学習指導案、学習教材等）や各種教育情報データ等について、各教員がこれらを授業や職務遂行上の課題への対応等に活用しやすくするため、県教育委員会が集約のうえ一元管理し、インターネットを活用して学校に提供する。

③研修の効果検証と改善

研修が確実に授業改善等につながるよう、現在実施している研修後の受講者アンケートに加え、研修終了後一定期間が経過した段階で事後アンケートやフォローアンケートを実施し、研修内容の改善等につなげる。